

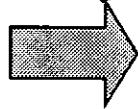
東証マザーズの特徴

- 従来の取引所と並立した市場
- 創業期の赤字企業でも成長性が認められるベンチャー企業ならば上場できる市場
- 審査はディスクロージャーが中心。リスク情報を徹底。企業の継続性・収益性の審査は行わない。
- 投資家の投資の自己責任と証券会社の販売責任を徹底した市場。
- 平成11年11月11日施行

店頭2号基準

- 店頭特則市場失敗の原因

- 試験研究費の規制などの登録企業に対する制約
- 証券会社のデューデリジェンス力の欠如
- ファイナンス規模や流動性が低く証券会社の手数料が少ない

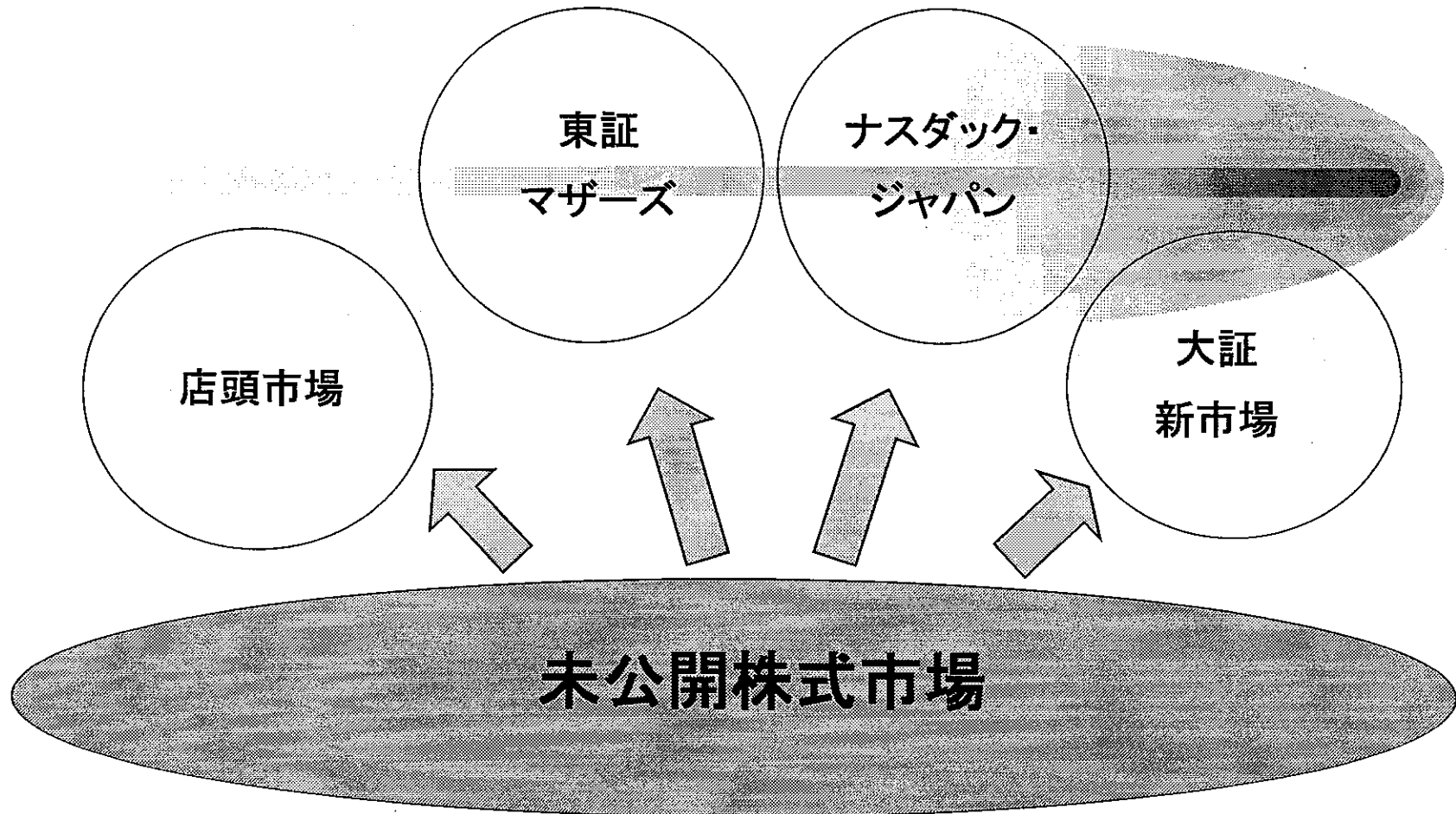


平成10年12月に特則市場を本則に吸収。新たな公開基準(2号基準)を設定。

<店頭2号基準>

- 時価総額5億円以上等の流動性が確保できる銘柄であれば、赤字でも公開できる。

ベンチャー型新市場の関係



未公開株式市場VIMEXの特徴

日本証券業協会の「店頭取扱有価証券(グリーンシート銘柄)」が集まって流通する市場。

登録時及び登録後の公募増資を通じて、未公開ベンチャー企業の資金調達のインフラとして機能。

規制がないため、どんな企業でもディスクロージャー要件を満たせば、早期に低コストで公開できる市場。

投資家は会員組織(ヴァイメックス・クラブ)に入会して取引に参加。定款、規則を遵守して、投資の自己責任、投資の社会的意義を認識し、公正な取引を維持。

ベンチャー株式市場の上場基準比較

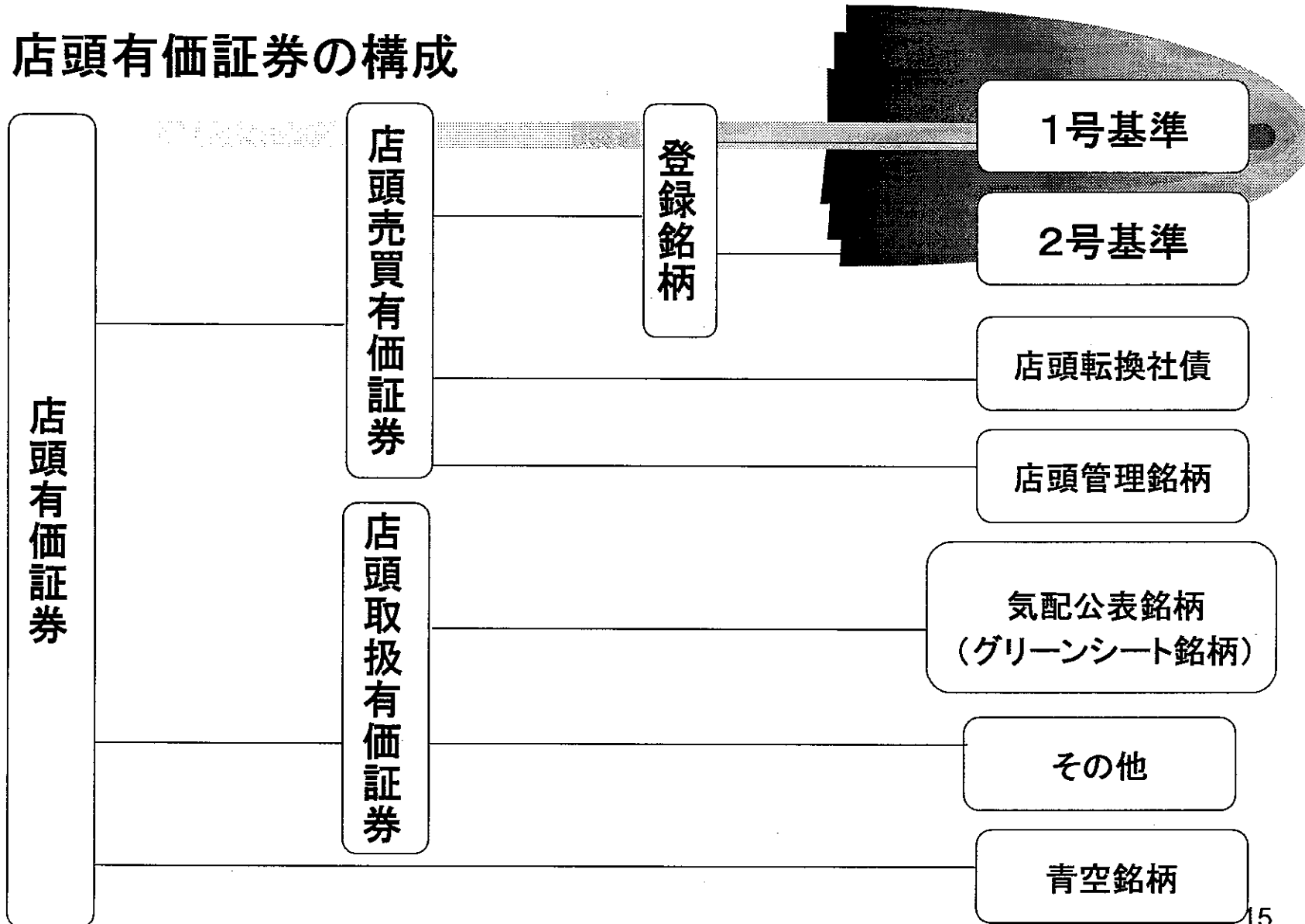
	東証 マザーズ	ナスダック・ジャパン (検討案、ベンチャー基準)	店頭株式市場 (第二号基準)	VIMEX
利益	なし	税引き前利益7500万円 または株主資本4億円 または時価総額50億円	なし	なし
株主資本	なし		なし	なし
時価総額	5億円以上		5億円以上	なし
株式数	5万円額面の場合、上場時 に1000株以上の公募	500株 (公募または売出し)	50万株以上 (50円額面)	なし
株主数	公募売出しで新たに300人	300人以上	300人以上など	なし
四半期決算	あり	あり	あり	あり
申請から上場・公開 までの審査にかかる 期間※	1ヶ月程度	1~2ヶ月程度	9週間→7週間に短縮へ	2週間

※証券会社による審査期間は含みません。

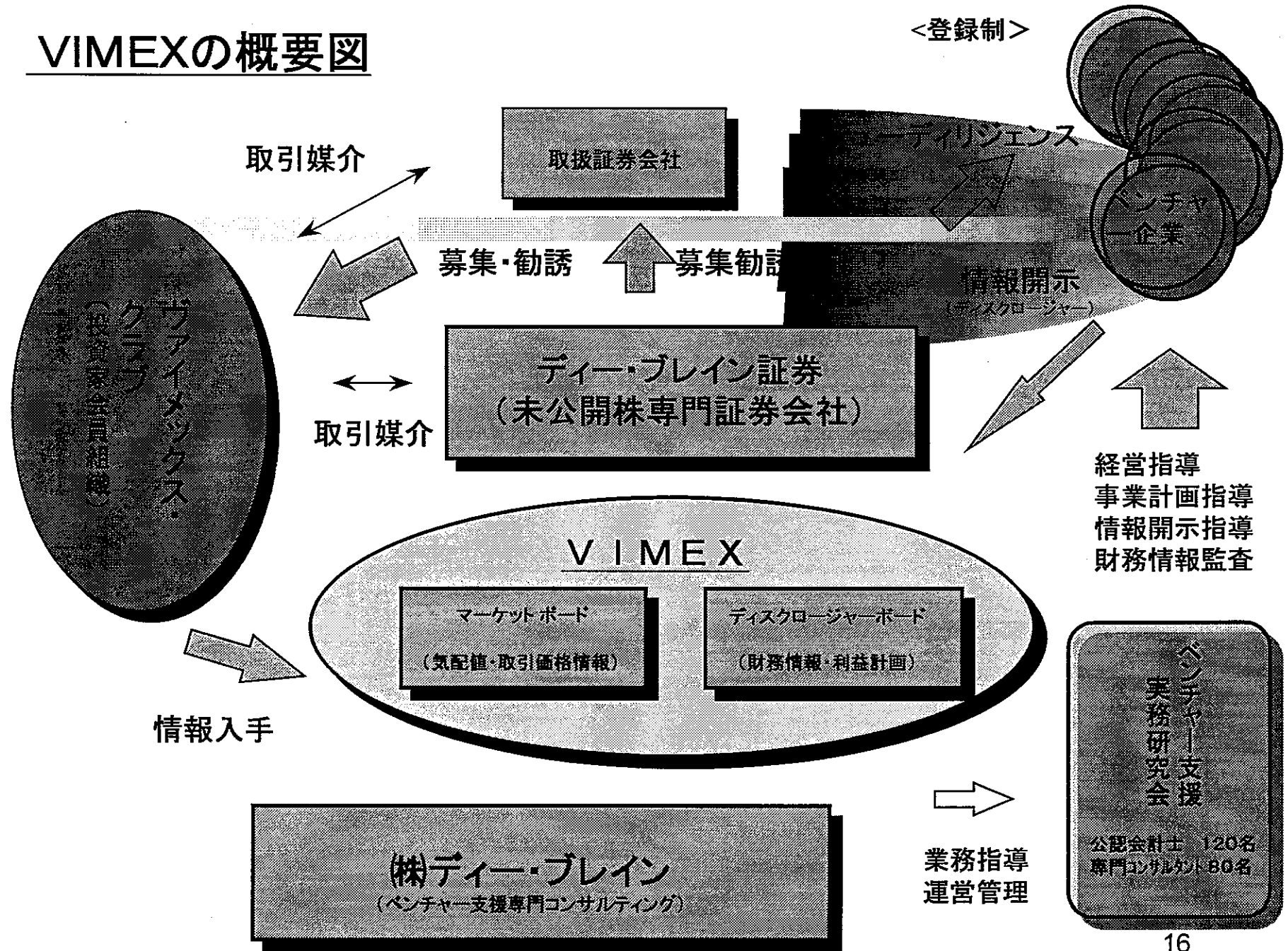
日本経済新聞等より作成

日本証券業協会の規則改正

店頭有価証券の構成



VIMEXの概要図



VIMEX市場における株価形成

セカンダリーの株価形成

